

池田こみち 様

東京二十三区清掃一部事務組合
清掃事業国際協力室

「東京モデル」についての公開質問状について

東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)に関する平成 30 年 2 月 19 日付文書でご質問のありました「東京モデル」について、下記の通りご回答いたします。

記

1 「東京モデル」の作成・使用目的について

「東京モデル」は、東京 23 区の都市ごみ処理システムを、海外諸国又は諸都市(以下「海外諸国等」という。)へ紹介するものです。また、「東京モデル」を適切に活用して頂くため、ご連絡を頂くものです。

2 「東京モデル」の作成経費について

印刷及び翻訳校正にかかる経費は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で約 200 万円です。また、パンフレットの作成部数は 5,000 部です。

3 「東京モデル」の作成プロセスについて

「東京モデル」の作成プロセスは、以下のとおりです。

- (1) 清掃事業国際協力研究会(国際協力や廃棄物に精通した大学教授、国、東京都及び特別区等の委員で構成)で検討
- (2) 清掃事業国際協力検討委員会(清掃一組及び特別区の委員で構成)で検討
- (3) 特別区副区長会に報告
- (4) 平成 25 年 6 月 27 日 発行

4 「東京モデル」の貴組合における活用方法/活用実績について

主に行政関係の視察者及び国等が主催する訪日研修受講者に配布しております。平成 26～29 年度配布実績は、約 3,800 部です。

5 「東京モデル」パンフレットの記載内容について

- (1) 建設・維持管理等のコスト
- (2) 環境アセスメント等のコスト
- (3) 大気汚染等モニタリングのコスト及び専門職員の配置
- (4) 住民合意形成に向けた手続き
- (5) 廃プラスチックの混合焼却

上記については、視察時に説明しています。

(6)「東京モデル」は、海外諸国等へ東京 23 区の都市ごみ処理システムを紹介するもので、プラントメーカーの利益や地元雇用等経済発展への寄与を目的とするものではありません。

(7)清掃工場周辺住民の苦情等については、視察時に説明しています。

(8)海外諸国等が自国の実情を踏まえ、東京モデルを活用して頂けるものと考えています。

* (1)～(5)及び(7)については、視察者から数多くの質問が寄せられています。

6 「東京モデル」の今後について

「東京モデル」は、海外諸国等のニーズや実情を踏まえ、活用していきます。

7 「東京モデル」と循環型社会形成推進との整合性と公共団体としての役割について

(1) 国際貢献としての事業展開のために

①「東京モデル」は、東京 23 区におけるごみの排出から埋立までの事業を紹介しております。よって、焼却が有利との前提の説明ではなく、3R の推進となる排出方法・分別回収の徹底やリサイクルの推進等の施策も紹介すると共に、相手国に合った施策を共に検討しております。

②視察先については、清掃一組が管理している清掃工場及び中防処理施設管理事務所です。

③研修生受入及び技術者等派遣に係る清掃一組の講師の選定については、清掃一組内の各所属から適任者を選んでおります。

④国の掲げる「インフラシステム輸出戦略」の中で、国と自治体との連携が明記されております。よって、国又は政府関係機関の費用負担のもと、清掃一組が国と協力し各事業を実施しています。講師派遣の実績については、清掃一組 HP に掲載している清掃一組事業概要(平成 29 年度版)(以下「事業概要」という。)52、53 ページをご覧ください。

⑤住民交流については、23 特別区と調整し、区民を選んでおります。実績は事業概要 52、53 ページをご覧ください。費用は、JICA が負担しました。

(2) コンサルタント型事業展開のために

コンサル型事業の実績については、事業概要 54 ページをご覧ください。

議会へ説明については、東京二十三区清掃一部事務組合議会全員協議会において、平成 24 年 5 月に「東京 23 区清掃事業の国際協力に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)、平成 25 年 6 月に「東京モデル」を報告しております。

この基本方針については、「東京モデル」と同様に、研究会及び検討委員会にて検討しております。また、意思決定機関及びそのプロセスについては、清掃一組 HP に掲載している基本方針 32 ページの【参考】策定の経緯をご覧ください。

【担当】

清掃事業室国際協力室

清掃事業国際協力課

清掃事業国際協力係長

電話：6 2 3 8 - 0 5 7 2